

狭あい道路拡幅整備協議 区の拡幅工事を選択された方へ 今後の手続き・準備等

(私道整備委託、公道寄付・無償使用承諾 共通)

1 今後の手続き

☐ 整備委託（私道）…建物完成約3ヶ月前

「整備委託工事申請書」「誓約書」をご提出ください。

※整備委託工事申請には、事前に後退用地の接する私道等の土地所有者の承諾が必要です。

☐ 寄付（公道）…建物完成約3ヶ月前

「道路敷寄付申出書」等の書類一式をご提出ください。

※詳細は「狭あい道路の後退用地の寄付・無償使用のご案内」をご覧ください

☐ 無償使用承諾（公道）…建物完成約3ヶ月前

「土地無償使用承諾書」等の書類一式をご提出ください。

※詳細は「狭あい道路の後退用地の寄付・無償使用のご案内」をご覧ください

2 代理人の皆様へ

下記注意事項については、申請者（施主）に十分説明し了承を得てください。特に寄付又は無償使用承諾については再度意思確認を行い、「拡幅整備の種別」（整備方法の選択）を確実にしてください。その結果、整備方法等を変更する場合は「協議事項変更協議書」の提出をお願いいたします。

3 注意事項

(1) 整備委託、寄付又は無償使用承諾については、区が拡幅工事を実施することを確約したものではありません。今後提出していただく書類の内容や現場の状況等によっては、区の拡幅工事ができない場合があります。

(2) 寄付、無償使用承諾を選択した場合には、区が後退用地を公道として管理します。

寄 付	後退用地の所有権を区に寄付するものです。分筆をしていただく必要があります。L形側溝等の移設又は設置及び後退用地の舗装を行います。
無償使用承諾	後退用地を区が無償で使用することに承諾をするものです。L形側溝等の移設又は設置及び後退用地の舗装を行います。

(3) 狭あい道路拡幅整備の協議は、建築確認申請ごとに1件となります。今後、当該敷地を分割・分筆して建築数が増える場合は本協議の「取下げ協議」が必要となります。

(4) 区の拡幅工事は予算の範囲内で行なっているため、翌年度になる場合があります。翌年度になる場合は、例年5月中旬頃から順番に立会いを行い、拡幅工事となります。

(5) 区の拡幅工事までの間、後退用地の仕上げは原則、砂利敷や土等としておいてください。

裏面も必ずご覧ください

4 区が拡幅工事を行う場合又は自費施工で公道編入（寄付・無償使用承諾）を行う場合の準備事項【現場立会等】

※区の工事は、建築工事（外構工事）後になります。

(1) 代理人と区で「現場立会」を実施し、実際の整備工事の施工範囲や整備内容・日程を決定します。

工事日程・舗装方法・L形側溝等の施工内容については（整備工事(公道は将来道路としての管理)を行う）区の判断となります。

(2) 「現場立会日」の設定について

代理人は、現場の外構業者、設備業者に次の事項を必ず伝え、実施の確認をしながら、区へ連絡してください。区では現地を確認後、立会日を設定します。

（1 か月程度かかる場合もあります）

- ① 後退用地は、前面道路と同じ高さにすること。
- ② 後退用地内の構造物（民石含む）、樹木、埋設物等（既存の塀、隣地境にある塀、門扉、コンクリート等の塊、擁壁、水道メーター、ガス管等の埋設管、止水栓、宅内柵）の移設・撤去
- ③ 規定深度より浅い水道管等の是正（道路から引き込む供給管は計画L形側溝天端高さより、土被りを最低50cm以上を確保してください。）なお、後退用地内での横引きは行わないでください。
- ④ 足場や後退用地内の仮囲い、仮設トイレ、養生板、覆工板、仮設引込柱、仮設物、建築資機材等の撤去
- ⑤ 後退線を明示（後退くい等(金属標、金属鋸、プラスチック杭、コンクリート杭、石杭又は目地若しくは見切り材等)の設置)
- ⑥ 拡幅整備工事の施工範囲内にある民民の測量・境界鋸及び杭の撤去後の復元方法における関係権利者同士の確認

(3) 拡幅整備工事の施工範囲内にある民民の測量・境界鋸及び杭は、拡幅整備時に撤去となります。区で復元はできませんので、代理人等で事前に確認し、必要があれば宅地内に移設するか施工後の復元をお願いします。

(4) 外構工事等を行う場合には、塀、塀の基礎、ブロック、フェンス、擁壁、土間コンクリート等は、L形側溝の移設に支障が出ないように、道路後退線から敷地側に余裕幅（2cm程度）を残して施工するようお願いします。

また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮した上施工してください。

(5) 前面道路が公道の場合は、東京都下水道局による公設汚水柵の移設後に区の工事を行います。

目黒区 都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係

R7.5 更新

TEL03-5722-9729（直通）

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎6F